

66 明治・大正期における家政書での入浴の記述について

川端 美季

日本学術振興会

入浴は、江戸期には養生書において、明治期には石黒忠憲をはじめとして医学・衛生領域の書籍・雑誌を中心に記述されてきた。こうした記述は明治20年代以降に量的にもその内容も豊富になっていく。これらの入浴に関する記述は、様々であり、湯の温度で「浴法」を分けるもの、熱い湯での入浴を注意するもの、鉱泉療法など含む「療法」としての入浴方法の効能を説くもの、海外の入浴事情や浴場を紹介するもの等があった。

本報告では、上記の医学・衛生領域の記述とともに人々の生活に影響を与えるもうひとつの領域として家政に注目し、医学・衛生領域での入浴に関する記述が見られたのと同時期の明治期から大正期の家政書において入浴に対してどのような関心が払われ注意がなされていたのかを検討する。なお、本研究で対象とする語は「入浴」だけではなく「沐浴」、「温浴」、「沐み（ゆあみ）」など湯を浴びることを意味するものも含む。

家政書における入浴の記述として早いものは、1890（明治23）年に出版された飯島半十郎によって編纂された『家事経済書』に「入浴」という項目が設けられている。飯島半十郎は明治中期に幼児教育を牽引した人物であり、文部省の教科書作成に関わった人物ともいわれる。『家事経済書』は、「文部省に於て飯島半十郎氏に編纂せしめられたるもの」であり博文館が「其稿本の拂下を請ひ其許諾を受けたるもの」である。内容は家事に関する方法及びその重点について論じたものであり、「我邦先輩の説」と「歐米學士の説」を折衷することを試みている。ここで「入浴」は「身軀をして清潔ならしむるのみにあらず、能く体中の蒸気を發せしむるなり、苟くも身体に垢つきたるをそのままになしたく時は、毛孔をふさぎ（中略）、体中に滞りて、終に悪寒發熱等の症を發せしむる（中略）我邦人は常に熱湯に浴するの悪弊あり」と説明され、身体から垢を取り除くことと熱い湯に入ることへの注意がなされている。また、1915（大正4）年の日本女子家政学院編『家庭の栞』には「沐浴（ゆあみ）」という項目があり、「沐浴は、日本人の特に勝れたる良習慣にして、身体を清潔にし爽快なる温度を取り、又大いに身體を強健にするものなり（中略）、又餘り高温に浴するは却て皮膚を軟弱ならしむ」とあり、「殊に小児は常に我等の入る湯に比べて何度か微温きを度とすべし」とある。医学・衛生領域で述べられていた熱い湯に入らないなどの入浴の注意事項が、家庭に関する書籍でも記述されている。加えて小児の入浴についても注意が向けられている。

こうした小児の入浴への注意は明治大正期を通じて比較的多く見られる。1903（明治36）年の羽仁もと子の『家庭小話』では「東西育児法の比較」のなかで「沐浴」が挙げられており、ここでは「日本人は毎日々々湯に入りますが、西洋人の大人は容易に風呂に入りません。然れども幼い子には始終浴みをさせる様です。」と、西洋の「幼い子」の「浴み」（ゆあみ）が紹介されている。幼児または乳児（嬰兒）の入浴に関する記述は羽仁より以前からみられるものであり、これ以降も1905（明治38）年の緒方正清の『家庭衛生妊娠の巻』や1926（大正15）年の主婦之友社刊行の岩崎直子の『安産のしるべ』などにも乳幼児の入浴については記述があり、乳幼児の入浴については関心が寄せられていたことがわかる。

これらの家政書での入浴に関する記述は、明治初期からの医学・衛生領域の言説と同様の注意を示しながら、新たに育児という視点を提示していった。また家政書は第一次世界大戦後から大正末期にかけて推進された生活改善運動との関わりがあり、そうした具体的な関わりについても今後検討することとしたい。